



平成 27 年 4 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S U M C O
代 表 者 名 取 締 役 社 長 橋 本 眞 幸
(コード: 3 4 3 6 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 広 報 ・ I R 室 長 澁 谷 博 史
(TEL. 0 3 - 5 4 4 4 - 3 9 1 5)

公募による当社普通株式の発行及び普通株式の売出し、自己株式（B種種類株式）の取得（会社法第 156 条に基づく自己株式の取得）、自己株式（A種種類株式及びB種種類株式）の消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額・資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 2 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社普通株式の発行及び当社普通株式の売出しを行うことについて決議いたしました。また、平成 27 年 3 月 25 日開催の第 16 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて承認可決された自己株式（B種種類株式）の取得（会社法第 156 条）に関する決議に従い、前記取締役会において、会社法第 157 条の規定に基づく自己株式（B種種類株式）の取得を決議するとともに、会社法第 178 条の規定に基づく自己株式（A種種類株式及びB種種類株式）の消却を決議いたしました。さらに、上記当社普通株式の発行及び当社普通株式の売出しに係る決議に伴い、平成 27 年 3 月 3 日開催の取締役会において決議いたしました資本金及び資本準備金の額の減少に係る事項が一部確定しましたので、お知らせいたします。

【当社普通株式発行による本資金調達背景と目的及び普通株式売出しの目的】

当社は、平成 27 年 3 月 3 日に、事業再生計画後の新たな成長ステージの指針である「新中期経営戦略」、並びに当社普通株式の発行、当社種類株式の取得による財務基盤の強化及び成長資金の確保を軸とした「資本増強・資本再構築プラン」（以下「本プラン」といいます。）を公表いたしました。

当社は、本定時株主総会において、会社法第 448 条第 1 項に基づく 90 億円の資本準備金の額の減少によるその他資本剰余金への振替え及び会社法第 156 条の規定に基づく自己株式（B種種類株式）取得の承認を経て、本プランに基づく資本政策を遂行しております。かかる状況のもと、「新中期経営戦略」に記載の事業／投資戦略の実行を支えるため、優先配当負担があり、かつ今後随時取得請求を受けるであろう種類株式から安定的な資本である普通株式に入れ替えるとともに更なる資本増強を図ることを目的として、今般、本プランの一環として、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」といいます。）を実施することといたしました。

当社は、本公募増資を含む本プランの実施を通じて、①財務基盤を強化し規律ある成長投資が実施可能な体制を整え、②柔軟な株主還元を実現する基盤を構築することが、当社グループの中長期的な利益成長の礎となり、ひいては当社普通株式の株式価値向上に資するものと判断しております。

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式（B種種類株式）取得、自己株式（A種種類株式及びB種種類株式）消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

また、本公募増資と同時に、新日鐵住金株式会社（以下「新日鐵住金」といいます。）及び三菱マテリアル株式会社（以下「三菱マテリアル」といいます。）（以下、新日鐵住金及び三菱マテリアルを併せて「主要株主2社」といいます。）を売出人とする普通株式売出しが実施されます。主要株主2社による売出株式数については、市場動向及び本公募増資による両者の保有比率の希薄化等を踏まえて決定されました。当社は、当該普通株式売出しが、株主分布状況の改善及び株式流動性の向上に資するものと考えております。なお、主要株主2社の売出し後においても、当面、当社が主要株主2社の持分法適用関連会社である点に変更はありません。

記

I. 当社普通株式発行及び普通株式売出しについて

1. 公募による当社普通株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 33,903,800株
① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 17,468,000株
② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 14,292,000株
③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を取得する権利の対象株式の上限として当社普通株式 2,143,800株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年4月20日(月)から平成27年4月23日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
① 国内一般募集
国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人(以下「国内引受会社」という。)に、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。
② 海外募集
海外における募集(以下「海外募集」という。)は海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集とし、SMBC Nikko Capital Markets Limited、Morgan Stanley & Co. International plc、Goldman Sachs International及びMerrill Lynch Internationalを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下「海外引受会社」という。)に、海外募集に係る全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③記載の追加的に発行する当社普

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式(B種種類株式)取得、自己株式(A種種類株式及びB種種類株式)消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

通株式を取得する権利を付与する。
 なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 17,468,000 株及び海外募集 16,435,800 株（上記（１）②に記載の買取引受けの対象株式 14,292,000 株及び上記（１）③に記載の追加的に発行する当社普通株式を取得する権利の対象株式 2,143,800 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
 また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
 国内一般募集、海外募集、下記 2. に記載の引受人の買取引受けによる売出し及び下記 3. に記載のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、SMB C 日興証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc 及びゴールドマン・サックス証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間（国内一般募集） 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 27 年 4 月 27 日（月）から平成 27 年 5 月 1 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込証拠金 1 株につき発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による当社普通株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長 橋本真幸又はその選任する代理人に一任する。
- (11) 下記 2. に記載の引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、公募による当社普通株式発行も中止する。

2. 当社普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 33,903,800 株
 - ① 下記（５）①に記載の国内売出しにおける国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 17,468,000 株
 - ② 下記（５）②に記載の海外売出しにおける海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 14,292,000 株
 - ③ 下記（５）②に記載の海外売出しにおける海外引受会社に対して付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当社普通株式 2,143,800 株

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式（B 種種類株式）取得、自己株式（A 種種類株式及び B 種種類株式）消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (2) 売出人及び売出数
- ① 上記(1)①に記載の国内売出しにおける国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
 新日鐵住金株式会社 8,734,000株
 三菱マテリアル株式会社 8,734,000株
- ② 上記(1)②に記載の海外売出しにおける海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
 新日鐵住金株式会社 7,146,000株
 三菱マテリアル株式会社 7,146,000株
- ③ 上記(1)③に記載の海外売出しにおける海外引受会社に対して付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当社普通株式
 新日鐵住金株式会社 1,071,900株
 三菱マテリアル株式会社 1,071,900株
 (以下、下記3.の項目を除き、新日鐵住金株式会社と三菱マテリアル株式会社を総称して「売出人」という。)
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 引 受 価 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により発行価格等決定日に決定される。なお、引受価額とは、売出人が下記(5)記載の引受人より受取る1株当たりの売買代金をいう。また、引受手数料は支払われない。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額が引受人の手取金となる。
- (5) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。
- ① 国内売出し
 国内における売出し(以下「国内売出し」という。なお、下記3.に記載のオーバーアロットメントによる売出しを除く。)は、国内引受会社に、国内売出しに係る全株式を買取引受けさせる。
- ② 海外売出し
 海外における売出し(以下「海外売出し」という。)は、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売に限る。)における売出しとし、海外引受会社に、海外売出しに係る全株式を総額個別買取引受けさせる。また、売出人は海外引受会社に対して、上記(1)③に記載の追加的に当社普通株式を取得する権利を付与する。
- なお、上記①及び②に記載の各売出しに係る株式数については、国内売出し17,468,000株及び海外売出し16,435,800株(上記(1)②に記載の買取引受の対象株式14,292,000株及び上記(1)③に記載の追加的に当社普通株式を取得する権利の対象株式2,143,800株)を目処に売出しを行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (6) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
 (国内売出し)
- (7) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 100株

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式(B種種類株式)取得、自己株式(A種種類株式及びB種種類株式)消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長 橋本眞幸又はその選任する代理人に一任する。
- (11) 上記1.に記載の公募による当社普通株式発行が中止となる場合、引受人の買取引受けによる売出しも中止する。

3. 当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1.を参照のこと）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 5,240,400 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、国内一般募集及び国内売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集及び国内売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集及び国内売出しの需要状況等を勘案した上で、SMBC日興証券株式会社が当社株主である新日鐵住金株式会社と三菱マテリアル株式会社（以下「貸株人」という。）から5,240,400株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長 橋本眞幸又はその選任する代理人に一任する。
- (10) 国内一般募集が中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による普通株式発行（下記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,620,200株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集及び海外募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式（B種種類株式）取得、自己株式（A種種類株式及びB種種類株式）消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (4) 割 当 先 SMBC日興証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成27年5月22日(金)から平成27年5月27日(水)までの間のいずれかの日。ただし、国内一般募集、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して28日目の日(28日目の日が営業日ではない場合はその前営業日)の2営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成27年5月25日(月)から平成27年5月28日(木)までの間のいずれかの日。ただし、国内一般募集、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して28日目の日(28日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による普通株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長 橋本眞幸又はその選任する代理人に一任する。
- (10) 第三者割当による普通株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、国内一般募集が中止となる場合、第三者割当による普通株式発行も中止する。

II. 自己株式(B種種類株式)の取得(会社法第156条に基づく自己株式の取得)及び自己株式(A種種類株式及びB種種類株式)の消却について

1. 自己株式(B種種類株式)の取得を行う理由

本プランに従い、A種種類株式の金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権が行使された場合にA種種類株主に交付されるB種種類株式について、B種種類株式の当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に発生する当社普通株式の希薄化を回避するため。

2. 自己株式(B種種類株式)の取得の内容

(1) 取得対象株式の種類

B種種類株式

(2) 取得する株式の総数

450株を上限とする。

(平成27年4月2日現在、B種種類株式は発行されておりませんが、本プランに基づき平成27年5月11日にB種種類株式合計450株が発行される予定です。)

(3) 株式1株当たりの取得価額

金2,000万円

(4) 株式の取得価額の総額

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式(B種種類株式)取得、自己株式(A種種類株式及びB種種類株式)消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

金 90 億円を上限とする。

(5) 株式の取得予定日

平成 27 年 5 月 11 日

(上記(2)に記載の取得する株式の総数の上限である 450 株のうち 300 株については、株式の取得予定日は、下記「Ⅲ. 普通株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少について(開示事項の経過)」に記載の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日又は平成 27 年 5 月 11 日のいずれか遅い日ですが、下記「Ⅲ. 普通株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少について(開示事項の経過)」に記載のとおり、当該効力発生日が平成 27 年 4 月 27 日(月)から平成 27 年 5 月 1 日(金)までの間のいずれかの日(本公募増資の払込期日と同一の日)となる予定であることから、この場合、株式の取得予定日は平成 27 年 5 月 11 日となります。)

(6) 取得の条件

取得予定日において、当該取得に係る取得する株式の数以上の数の B 種種類株式が発行されていること

(参考) 平成 27 年 4 月 2 日時点の自己株式の保有状況 (B 種種類株式)

発行済株式総数 (自己株式を除く)	0 株 (注)
自己株式数	0 株

(注) 平成 27 年 4 月 2 日現在、B 種種類株式は発行されておりませんが、本プランに基づき平成 27 年 5 月 11 日に B 種種類株式合計 450 株が発行される予定です。

3. 自己株式 (A 種種類株式及び B 種種類株式) の消却の内容

(1) 消却する株式の種類

A 種種類株式及び B 種種類株式

(2) 消却する株式の総数

A 種種類株式 450 株及び B 種種類株式 450 株とする。ただし、当社が下記(3)に記載の消却予定日において保有する A 種種類株式の数又は B 種種類株式の数がこれより少ない場合には、当社が消却予定日において保有する A 種種類株式の数及び B 種種類株式の数とする。

(3) 消却予定日

平成 27 年 5 月 11 日

Ⅲ. 普通株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少について (開示事項の経過)

当社は、本プランの一環として、本公募増資を実施し、A 種種類株式の全てを取得することで、財務基盤の強化及び成長資金の確保を図ることが当社普通株主の価値向上に資すると判断し、A 種種類株式の全てを取得するため、発行登録書に記載の発行予定額 (600 億円) を上限として、上記「I. 1. 公

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式 (B 種種類株式) 取得、自己株式 (A 種種類株式及び B 種種類株式) 消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

募による当社普通株式発行」に記載の国内一般募集及び海外募集により増加する資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替える予定であり（かかる資本金及び資本準備金の額の減少を以下「本減資・減準備金」といいます。）、本減資・減準備金について、平成 27 年 3 月 3 日開催の当社取締役会において決議致しました（詳細は、平成 27 年 3 月 3 日付けプレスリリース「新株式発行に係る発行登録及び株式売出し実施予定、資本準備金の額の減少及び新株式発行と同時の資本金の額・資本準備金の額の減少、並びに自己株式（B 種種類株式）の取得（会社法第 156 条に基づく自己株式の取得）に関するお知らせ」をご参照下さい。）が、本公募増資に係る当社取締役会決議に伴い、本減資・減準備金の日程について一部確定しましたので、お知らせいたします。本減資・減準備金に関するその他の事項については、同プレスリリースに記載された内容から変更はありません。

本減資・減準備金を含む本プランに関する今後の日程（予定）は、以下のとおりです。

時期（予定）	手続
平成 27 年 4 月 13 日	本定時株主総会において可決承認された資本準備金の額の減少（以下「本減準備金」といいます。）及び本減資・減準備金に係る債権者異議申述期間最終日
平成 27 年 4 月 14 日	本減準備金の効力発生
平成 27 年 4 月 27 日から平成 27 年 5 月 1 日までの間のいずれかの日（本公募増資の払込期日と同一の日）	本公募増資に係る払込み及び本減資・減準備金の効力発生
平成 27 年 5 月 11 日	当社が A 種種類株式合計 450 株及び B 種種類株式合計 450 株を取得

＜ご参考＞

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「I. 3. 当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「I. 1. 公募による当社普通株式発行」に記載の国内一般募集及び上記「I. 2. 当社普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集及び国内売出しの事務主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が貸株人から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、5,240,400 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社が貸株人から借り入れた株式（以下「借入株式」といいます。）の返還に必要な株式を S M B C 日興証券株式

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式（B 種種類株式）取得、自己株式（A 種種類株式及び B 種種類株式）消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

会社を取得させるために、当社は、平成 27 年 4 月 2 日（木）開催の取締役会において、SMBC 日興証券株式会社を割当先とする当社普通株式 2,620,200 株の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を、国内一般募集、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 28 日目の日（28 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 3 営業日後の日を払込期日として決議しております。併せて、当社は、2,620,200 株を上限として本第三者割当増資の割当てを受ける権利（以下「発行会社グリーンシュエーション」といいます。）を国内一般募集、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 28 日目の日（28 日目の日が営業日でない場合はその前営業日とし、以下「グリーンシュエーション行使期限」といいます。（注））を行使期限として SMBC 日興証券株式会社に付与しております。なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC 日興証券株式会社は、国内売出しの対象となる株式とは別に、2,620,200 株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「株主グリーンシュエーション」といいます。）を、グリーンシュエーション行使期限を行使期限として、貸株人から付与されます（以下、発行会社グリーンシュエーション及び株主グリーンシュエーションを併せて、「グリーンシュエーション」と総称します。）。

また、SMBC 日興証券株式会社は、国内一般募集、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 28 日目の日（28 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。（注））、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMBC 日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMBC 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC 日興証券株式会社は、国内一般募集、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引によって取得した当社普通株式のうち、借入株式の返還に充当する株式数及びシンジケートカバー取引により買付けた株式数を減じた株式数、すなわち、借入株式の返還に充当する不足分の株式数のみグリーンシュエーションを行使する予定であります。SMBC 日興証券株式会社は、不足分の株式数の取得については、発行会社グリーンシュエーション及び株主グリーンシュエーションの割合が均等になるようにグリーンシュエーションを行使する予定であります。

そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

SMBC 日興証券株式会社がグリーンシュエーションを行使する場合には、SMBC 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロット

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式（B 種種類株式）取得、自己株式（A 種種類株式及び B 種種類株式）消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

メントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ並びに発行会社グリーンシュエーション及び株主グリーンシュエーションの行使は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

上記の取引については、SMB C日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、これを行うものとします。

(注) グリーンシュエーション行使期限及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成 27 年 4 月 20 日 (月) の場合、グリーンシュエーション行使期限は「平成 27 年 5 月 20 日 (水)」、シンジケートカバー取引期間は「平成 27 年 4 月 23 日 (木) から平成 27 年 5 月 20 日 (水) までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成 27 年 4 月 21 日 (火) の場合、グリーンシュエーション行使期限は「平成 27 年 5 月 21 日 (木)」、シンジケートカバー取引期間は「平成 27 年 4 月 24 日 (金) から平成 27 年 5 月 21 日 (木) までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成 27 年 4 月 22 日 (水) の場合、グリーンシュエーション行使期限は「平成 27 年 5 月 22 日 (金)」、シンジケートカバー取引期間は「平成 27 年 4 月 25 日 (土) から平成 27 年 5 月 22 日 (金) までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成 27 年 4 月 23 日 (木) の場合、グリーンシュエーション行使期限は「平成 27 年 5 月 25 日 (月)」、シンジケートカバー取引期間は「平成 27 年 4 月 28 日 (火) から平成 27 年 5 月 25 日 (月) までの間」

となります。

2. 今回の公募による当社普通株式発行及び第三者割当による普通株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (平成 27 年 2 月 28 日現在)	普通株式	257,751,739 株	
	A 種種類株式	450 株	
	B 種種類株式	0 株	
公募による当社普通株式発行増加株式数	普通株式	33,903,800 株	(注) 1.
公募による当社普通株式発行後の発行済株式総数	普通株式	291,655,539 株	(注) 1.
	A 種種類株式	450 株	(注) 2.
	B 種種類株式	0 株	(注) 2.
第三者割当による普通株式発行による増加株式数	普通株式	2,620,200 株	(注) 3.
第三者割当による普通株式発行後の発行済株式総数	普通株式	294,275,739 株	(注) 3.
	A 種種類株式	450 株	(注) 2.
	B 種種類株式	0 株	(注) 2.

(注) 1. 上記「I. 1. 公募による当社普通株式発行」(1) ③記載の権利全部を海外引受会社が行った場合の数字です。

2. 上記「II. 自己株式 (B 種種類株式) の取得 (会社法第 156 条に基づく自己株式の取得) 及び自己株式 (A 種種類株式及び B 種種類株式) の消却について」及び「III. 普通株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少について (開示事項の経過)」に記載のとおり、主要株主 2 社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 1 号投資事業有限責任組合 (以下「ジャパン・インダストリアル・ソリ

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式 (B 種種類株式) 取得、自己株式 (A 種種類株式及び B 種種類株式) 消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

ーションズ」といいます。) (以下、主要株主2社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズを合わせて「A種種類株主3者」といいます。)は、本公募増資の払込み及び本減資・減準備金が完了した場合、平成27年5月11日に、その保有する全てのA種種類株式につき、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使します(以下「本行使」といいます。)。本行使により発行されるB種種類株式につき、当社は、平成27年5月11日にその全てを会社法上の自己株式取得の方法により取得する見込みです。

3. 上記「I. 4. 第三者割当による普通株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集及び第三者割当増資による手取概算額合計上限68,387,360,000円について、30,000,000,000円を平成27年5月11日にA種種類株式の取得資金の一部に、26,000,000,000円を平成29年12月末日までに当社の設備投資資金に、4,000,000,000円を平成29年12月末日までに当社子会社(SUMCO TECHXIV株式会社)への投融資資金にそれぞれ充当し、残額が生じた場合には平成27年12月期中に返済期限を迎える金融機関からの有利子負債の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、SUMCO TECHXIV株式会社への投融資資金は、設備投資資金に充当される予定であります。

半導体デバイスの高性能化のため、シリコンウェーハメーカーに対する300mmシリコンウェーハの高精度化に係る顧客からの要求水準は、益々高まっております。前述の設備投資は、この対応を目的としたものであることから、顧客ニーズを充足させる製品展開力の維持・強化に繋がるものであります。

なお、当社グループの平成27年4月2日現在の設備投資計画の内訳は、以下のとおりとなっております。

会社名	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
		投資総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社 (株式会社SUMCO)	300mmシリコンウェーハの高精度化対応設備	26,000	—	増資資金、自己資金及び借入金 (注1)	平成27年1月	平成29年12月	(注3)
SUMCO TECHXIV株式会社	300mmシリコンウェーハの高精度化対応設備	4,000	—	借入金 (注2)	平成27年1月	平成29年12月	(注3)
合計		30,000	—				

- (注) 1. 今回調達資金にて賄える場合、自己資金及び借入金は充当しません。
 2. 今回調達資金の一部をもって当社から投融資を行います。
 3. 300mmシリコンウェーハ製造用設備の高精度化対応を目的としており、完成後においても顕著な能力増加は見込んでおりません。

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式(B種種類株式)取得、自己株式(A種種類株式及びB種種類株式)消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 24 年 3 月 8 日付「第三者割当による種類株式の発行に関するお知らせ」にて開示いたしました A 種種類株式の発行に関する調達資金の使途につき、本プラン実施の一環として、未充当となっている 13,832 百万円について、A 種種類株主 3 者が平成 27 年 5 月 11 日に金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使することに伴い交付される金銭の一部に充当する予定です。詳細は、平成 27 年 3 月 3 日付プレスリリース「第三者割当による種類株式発行に関する資金使途変更のお知らせ」をご参照ください。

(3) 業績に与える影響

本プラン実施により、種類株式から安定的な資本である普通株式に入れ替えるとともに更なる資本増強を図ることで、①財務基盤を強化し規律ある成長投資が実施可能な体制を整え、②柔軟な株主還元を実現する基盤を構築することが、当社グループの中長期的な利益成長の礎となり、ひいては当社普通株式の株式価値向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当政策に関しては、各事業年度における利益水準、次期以降の見通し、設備投資に係る資金需要及び内部留保の状況等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金は設備投資、研究開発投資などに充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 25 年 1 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
1 株当たり連結当期純利益	8.93 円	△1.22 円	58.84 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	2.00 円 (-)	1.00 円 (-)	4.00 円 (-)
実績連結配当性向	22.4%	-	6.8%
自己資本連結当期純利益率	2.6%	0.4%	9.2%
連結純資産配当率	0.5%	0.2%	0.8%

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式（B 種種類株式）取得、自己株式（A 種種類株式及び B 種種類株式）消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成25年12月期に関しては、1株当たり連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、A種種類株式を平成24年5月11日に450株（発行総額450億円）発行しており、平成27年5月11日以降、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権並びに当社普通株式を対価とする取得請求権の行使が可能となります。但し、上記「Ⅱ. 自己株式（B種種類株式）の取得（会社法第156条に基づく自己株式の取得）及び自己株式（A種種類株式及びB種種類株式）の消却について」及び「Ⅲ. 普通株式発行と同時の資本金及び資本準備金の額の減少について（開示事項の経過）」に記載のとおり、本プランに従い、A種種類株主3者は、本公募増資の払込み及び本減資・減準備金が完了した場合、平成27年5月11日に、その保有する全てのA種種類株式について、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使する予定です。本行使に際して交付されるB種種類株式には当社普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、本プランに従い、当社は、平成27年5月11日にその全てを会社法上の自己株式取得の方法により取得する予定です。本行使及び当該自己株式取得が実施された場合、当社普通株式を対価とするA種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使による当社普通株式の希薄化は発生しない予定です。

本プランの詳細は、平成27年3月3日付プレスリリース「新株式発行に係る発行登録及び株式売出し実施予定、資本準備金の額の減少及び新株式発行と同時の資本金の額・資本準備金の額の減少、並びに自己株式（B種種類株式）の取得（会社法第156条に基づく自己株式の取得）に関するお知らせ」をご参照下さい。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成24年5月11日	45,000百万円	136,607百万円	10,500百万円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年1月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	645円	963円	914円	1,718円
高 値	1,065円	1,422円	1,883円	2,458円
安 値	480円	725円	675円	1,636円
終 値	949円	928円	1,749円	1,978円

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式（B種種類株式）取得、自己株式（A種種類株式及びB種種類株式）消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

株価収益率	106.27 倍	一倍	29.72 倍	一倍
-------	----------	----	---------	----

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 平成27年12月期の株価等については、平成27年4月1日(水)現在で記載しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成25年12月期に関しては、1株当たり連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。また、平成27年12月期については未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

平成24年5月11日に発行したA種種類株式につき、A種種類株主3者に中長期的に保有して頂くことを想定しており、A種種類株式は原則として払込期日から3年が経過するまでの間は普通株式に転換されず、また譲渡をする場合には当社の承認を要するものとの譲渡制限条項を定めておりました。A種種類株式の金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権の行使可能期間が平成27年5月11日から開始されるため、今後随時種類株主が取得請求権を行使することが見込まれておりましたが、当社は平成27年3月3日付でA種種類株主3者と種類株式の処理に関する覚書を締結し、本プランの遂行により、種類株式の処理を行うことといたしました(詳細は、平成27年3月3日付プレスリリース「新株式発行に係る発行登録及び株式売出し実施予定、資本準備金の額の減少及び新株式発行と同時の資本金の額・資本準備金の額の減少、並びに自己株式(B種種類株式)の取得(会社法第156条に基づく自己株式の取得)に関するお知らせ」をご参照下さい。)

(4) ロックアップについて

国内一般募集、海外募集、国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下、総称して「グローバル・オフリング」といいます。)に関連して、売出人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日に始まり、グローバル・オフリングの受渡期日から起算して365日後までの期間について、ジョイント・グローバル・コーディネーターによる事前の書面による同意なしには、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式の売却等(ただし、国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う貸株、株主グリーンシュエアオプションの付与及び本プランに従い行われる当社のA種種類株式及びB種種類株式の処理等を除く。)を行わない旨合意します。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日に始まり、グローバル・オフリングの受渡期日から起算して180日後までの期間について、ジョイント・グローバル・コーディネーターによる事前の書面による同意なしには、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集及び本第三者割当増資に係る当社普通株式の発行、株式分割並びに本プランに従い行われる当社のA種種類株式の取得及び消却、B種種類株式の発行、及びB種種類株式の取得及び消却等を除く。)を行わないことに合意します。

以上

ご注意：この文書は、公募による当社の普通株式の発行及び普通株式売出し、自己株式(B種種類株式)取得、自己株式(A種種類株式及びB種種類株式)消却並びに普通株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。